

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>第16条第2項から第4項までの規定による届出書の受理及び知事への送付</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（<u>米子市の区域においては、第1号、第3号及び第5号に掲げる事務に限る。</u>）とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p><u>（1） 第12条の規定による借用証書の受理及び知事への送付</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>第16条第1項から第4項までの規定による届出書の受理及び知事への送付</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5～9 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。